

訪問看護ステーションつむぎ 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社ともにあ が設置する訪問看護ステーションつむぎ(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

① 名称：訪問看護ステーションつむぎ

② 所在地：山口県光市光井4丁目31番地12フレグランス光101

(職員の職種、員数および職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	1名	
理学療法士	理学療法士	0名	1名	

① 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、自らも訪問看護の提供にあたる。

- ② 看護職員・理学療法士は、訪問看護を担当する。訪問看護計画書および訪問看護報告書は看護師と理学療法士が連携して作成する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- ① 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、盆休2日、年末年始休3日を除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。但し、訪問時刻は原則として午後5時までとする。
- ③ 営業日以外・営業時間外の訪問：電話等により常時、利用者やその家族からの連絡に対応し、必要時には訪問を行う。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用者がかかりつけ医師に申し出て、医師がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- ② 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町等、関係機関に調整等を求め適切に対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常療養上の世話、ターミナルケア
- ② 診療の補助
病状・障害の観察、認知症の看護、褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等医師の指示による医療処置
- ③ リハビリテーションに関すること
- ④ 家族の支援に関すること
療養生活や介護方法の家族への指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額のうち、各利用者の負担割合に応じて徴収するものとする。但し、利用限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、利用者から受けるものとする。

1. 訪問看護と連携して行われる死後の処置 10000円
2. 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費
市町の境から利用者の居宅まで 走行1kmあたり 20円

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、光市、熊毛郡田布施町とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町、主治医、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保管する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第15条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ ステーションにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

第18条 ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- ① 採用後2カ月以内の初任研修
- ② 年2回の継続研修
- ③ 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしはならない。退職後も同様とする。
- ④ ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保管しなければならない。医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間とする。

(附則)

- この規定は、平成26年10月1日から施行する。
- この規定は、平成28年10月3日から施行する。
- この規定は、平成29年10月2日から施行する。
- この規定は、平成30年2月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年5月1日から施行する。
- この規定は、平成31年3月4日から施行する。
- この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- この規定は、令和元年6月17日から施行する。
- この規定は、令和2年4月6日から施行する。
- この規定は、令和3年2月1日から施行する。
- この規定は、令和3年4月21日から施行する。
- この規定は、令和3年5月5日から施行する。
- この規定は、令和3年5月22日から施行する。
- この規定は、令和3年10月1日から施行する。
- この規定は、令和3年11月1日から施行する。
- この規定は、令和4年2月1日から施行する。
- この規定は、令和4年8月1日から施行する。
- この規定は、令和5年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年1月1日から施行する。
- この規定は、令和6年1月22日から施行する。
- この規定は、令和6年2月1日から施行する。
- この規定は、令和6年2月21日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月21日から施行する。
- この規定は、令和6年6月3日から施行する。
- この規定は、令和6年7月15日から施行する。
- この規定は、令和6年10月1日から施行する。
- この規定は、令和6年10月21日から施行する。
- この規定は、令和7年3月3日から施行する。
- この規定は、令和7年4月1日から施行する。